任継・特退で収入調査を行い 高齢受給者証の医療費の自己負担割合を決定された方へ

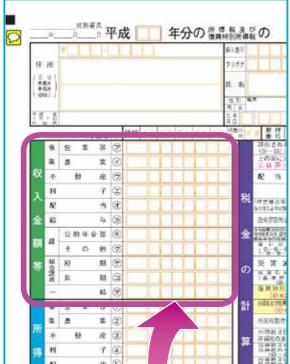
²⁰¹⁹ 高齢受給者証 年次収入調査について

2018年分の収入について再調査を実施します

2017年分の収入調査により、2割負担に軽減された方の有効期限は2019年8月31日のた め、2018年分の収入について6月上旬頃再調査を実施し、2019年9月1日からの負担割合を 判定します。なお、現在3割負担の方も2018年分の収入(※1)が基準収入額(※2)未満であ れば申請することができます。

確定申告書

確定申告書 (分離課税用)





こちらの金額の合計額で判定します



(※1)確定申告書の収入金額等に記載されている収入金額 ※分離課税申告をされている方は確定申告書(分離課税用)の収入金額に記載されている収入金額を含みます。 ※確定申告されていない場合は所得証明書に記載されている収入金額となります。

(※2)70歳以上の被扶養者がいない世帯:383万円未満 70歳以上の被扶養者がいる世帯 :520万円未満 よくあるご質問



収入額は、税金を引かれる前の金額でしょうか? それとも税引き後の金額 でしょうか?

·=•+.••_a•=•+.••_a•=•+.••_a•=•+.••_a•=•+.•••_a•=•+.••_a•=•+.••_a•

- 税金を引かれる前の金額(収入額)を記入してください。
- 自営業の収入があります。経費がかなりかかっており、実際の所得は少ない のですが、それでも所得額ではなく収入額で判断されるのでしょうか?
- はい。経費を差し引く前の収入額で判断するよう法令により定められています。
- 株式を売却しました。どのように記入すればよいでしょうか?
- 売却時の金額(譲渡価格)を記入してください(損益通算は行いません)。
- 分離課税を行い譲渡収入が一定基準額を超えますが、所得はマイナスとなる ので申請してもよいでしょうか?
- いいえ。損益通算は行いません。
- どの時期の証明書が必要ですか?
 - 確定申告をされている方は、2018年分(今年2月頃申告されたもの)が必要となります。 お間違いのないようご注意願います。確定申告をされていない方は、2019年度(2018 年分) の所得証明書(今年6月以降に交付可能)の入手が必要となります。
- 被扶養者は年金収入のみで確定申告をしていません。年金振込通知書や源泉 徴収票を提出してもよいでしょうか?
- いいえ。その他に収入がないということが確認できないため、お住まいの市区町村役場 から2019年度(2018年分)の所得証明書(今年6月以降に交付可能)を入手してください。
- この調査は毎年行われるのでしょうか?
- 今回発行される保険証の有効期限は1年間(2019年9月1日から2020年8月31日まで) となりますので、来年も同様の調査を行います。また、被扶養者の年齢など状況が変わっ た場合は、随時審査いたします。

お問い合わせ 任継・特退コールセンター 0120-033-566 (平日8:50~17:20)

`a. •o. · •o. · •o. · •o. · . . . •o. · . . . •o. ·